⑹　性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの体制強化

ア　各地域での性犯罪・性暴力被害者支援における中核的な機能を担う性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターが、男性、性的マイノリティ、障害者等を含む個々の性犯罪・性暴力被害者の置かれた状況に対応して、医療的支援、法的支援、心理的支援、同行支援等を総合的に提供し、また、必要に応じて専門機関等による支援につなぐことができるよう、運営の安定化及び支援の質の向上に係る都道府県等の取組を支援する。さらに、全国共通番号「＃8891」(はやくワンストップ）の周知や夜間・休日のコールセンターの設置等により、相談につながりやすい体制整備を図る。

加えて、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターと、警察、犯罪被害者等早期援助団体、医師会等の医療関係団体、法テラス、弁護士会、女性相談支援センター、女性自立支援施設、児童相談所、教育委員会等の地域における関係機関・団体とのネットワークの構築に係る各都道府県等の主体的な取組を推進する。特に、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターと連携・協力する医療機関における支援環境の整備等の推進を図る。【内閣府、警察庁、こども家庭庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】（４－６）

イ　地方公共団体における犯罪被害者等施策の担当部局に対し、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターに関する情報提供等を行うほか、内閣府及び厚生労働省と連携し、地域における性犯罪・性暴力被害者支援の充実のため、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおける取組事例を含めた資料の提供に努める。【警察庁】（４－７）

ウ　都道府県等の協力を得て、民間被害者支援団体、医師をはじめとする医療関係者等から、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの開設に向けた相談があった場合には、協力が可能な医療機関の情報を収集し、当該民間被害者支援団体等に提供する。【厚生労働省】（４－８）

エ　医療機能情報提供制度の充実を図るとともに、同制度により性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターと協力・連携している医療機関を全国統一的な情報提供システム「医療情報ネット（ナビイ）」で検索することができる旨を関係府省庁と連携し、周知する。【厚生労働省】（４－９）

⑺　性犯罪・性暴力被害者の支援体制の充実

男性、性的マイノリティ、障害者等を含む多様な性犯罪・性暴力被害者への適切な対応や支援を行うことができるよう、相談窓口等の周知を含め官民が連携した広報啓発を実施するとともに、被害者等に対し適切な対応をとることができるよう研修機会の充実等により支援に携わる人材の育成に努めるなど、性犯罪・性暴力被害者の支援体制の充実を図る。【内閣府、警察庁、こども家庭庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】（４―10）

⑻　警察における相談体制の充実等

全国統一番号の警察相談専用電話(「＃9110」番)、性犯罪被害相談、少年相談等の個別の相談窓口で、犯罪被害者等の住所地や実名・匿名の別を問わず相談に応じる。また、被害者本人からの申告が期待しにくく潜在化しやすい犯罪を早期に認知して検挙に結び付けるため、暴力団や匿名・流動型犯罪グループが関与する犯罪、少年福祉犯罪、児童虐待、人身取引事犯等に関する通報を匿名で受け付け、有効な通報を行った者に対して情報料を支払う「匿名通報ダイヤル」の適切な運用を推進する。

このほか、交通事故被害者等からの相談に応じ、保険請求・損害賠償請求制度の概要の説明や各種相談窓口の紹介等を行うとともに、死亡事故の遺族等から、当該事故の加害者に対する意見聴取の期日等や行政処分の結果について問合せがあった場合には必要な情報を提供するなど、適切な対応に努める。【警察庁】（４―11）

⑼　指定被害者支援要員制度の活用

あらかじめ指定された警察職員（指定被害者支援要員）が、事件発生直後から犯罪被害者等への付添い、相談対応、情報提供等を行うほか、関係機関・団体等のネットワークを活用しつつ、部外のカウンセラー、弁護士会、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等の紹介等を行う指定被害者支援要員制度の積極的な活用を図る。また、指定被害者支援要員に対し、犯罪被害者等支援において必要な知識等についての研修、教育等を充実させる。【警察庁】（４―12）

⑽　警察における相談体制の充実等

性犯罪被害相談について、相談者の希望する性別の職員が対応するとともに、執務時間外においては当直勤務中の職員が対応した上で担当者に引き継ぐなど、適切な運用を推進する。【警察庁】（４―13）

⑾　警察における被害少年等が相談しやすい環境の整備

被害少年が早期に適切な支援を受けることができるよう、都道府県警察のウェブサイトやＳＮＳ等への相談窓口の掲載のほか、非行防止教室等の様々な機会を活用するなどして、被害少年やその保護者に対する効果的な周知・広報を行う。また、少年サポートセンターの警察施設外への設置、カウンセリング等の場所の確保、少年補導職員の積極的な配置等の少年サポートセンターの被害少年に対する支援体制の充実を図るとともに、少年相談室の整備、少年相談専用電話のフリーダイヤル化、電子メールによる相談窓口の開設等の被害少年等が相談しやすい環境の整備を引き続き推進する。【警察庁】（４―14）

⑿　都道府県警察に対する犯罪被害者等への支援に関する指導及び好事例の勧奨

警察が行う基本的な犯罪被害者等施策が確実に実施されるよう、都道府県警察を指導するとともに、好事例を紹介することにより同様の取組を勧奨するほか、課題の情報共有を行い、適切な取組を促す。【警察庁】（４―15）

⒀　教育機関における支援体制の充実

ア　学級担任、生徒指導担当教員、教育相談担当教員、保健主事、養護教諭、スクールカウンセラー等が連携し、犯罪被害に遭った児童生徒、その兄弟姉妹である児童生徒及びその保護者の相談等に学校で継続的かつ適切に対応できるよう、都道府県等の申請に基づき、学校の教員の加配を行うとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置等による教育相談体制の充実等に取り組む。【文部科学省】（４―16）

イ　犯罪被害に遭った児童生徒、その兄弟姉妹である児童生徒及びその保護者の相談等に学校で継続的かつ適切に対応できるよう、現在の配置状況も踏まえ、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置時間の充実等、学校における専門スタッフとしてふさわしい配置条件の実現を目指すとともに、勤務体制や環境の工夫等、学校においてスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを機能させるための取組や、犯罪等の被害に関する研修等を通じた資質の向上を図ることにより、学校における教育相談体制の充実を図る。【文部科学省】（４―17）

⒁　性犯罪の被害に遭った児童生徒への対応の充実

性犯罪の被害に遭った児童生徒、その兄弟姉妹である児童生徒及びその保護者の相談等に対し、学級担任、生徒指導担当教員、養護教諭、スクールカウンセラー等が連携し、適切な対応ができるよう、学校内の教育相談体制の充実を図るとともに、関係機関・団体等との積極的な連携を促進する。また、24時間子供ＳＯＳダイヤルや性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターについて、教育委員会等を通じて児童生徒や保護者に周知する。【文部科学省】（４―18）

⒂　犯罪被害者であるこども等の支援

法務局において、こども、女性、高齢者、障害者、外国人、性的マイノリティ等からの相談により、人権が侵害されている疑いのある事案を認知した場合には、関係機関と連携して人権侵犯事件として調査を実施し、事案に応じた適切な措置を講ずる。【法務省】（４―19）